

✔ 申告には下記の書類が必要です！

- マイナンバーカード、運転免許証などの身元確認書類
- 税務署から送付された利用者識別番号の通知書
- 前年中の所得金額の計算に必要な収入や必要経費が分かる次の書類
 - ・給与所得の源泉徴収票、公的年金などの源泉徴収票
 - ・事業（営業・農業）、不動産の収支内訳書
 - ※収支内訳書を作成して、ご来場ください
- 前年中に支払った各種控除に必要な領収書、証明書など
 - ※医療費控除の適用を受ける場合は、医療費控除の明細書（内訳書）を作成して、ご来場ください
- 通帳など、還付金を振り込む口座の番号（申告者本人名義）が分かるもの

以下に該当する人は村上税務署で所得税の確定申告をしてください

- ・青色申告
- ・住宅借入金等特別控除の適用を初めて受ける人
- ・山林所得のある人
- ・土地建物、株式などの譲渡所得のある人
 - ※国や地方公共団体による取用の申告は市役所でも受け付けます
- ・先物取引に係る雑所得など、暗号資産取引に係る雑所得のある人
- ・雑損控除の適用を受けるための損失額の計算が済んでいない人
- ・その他、高度な判断や計算が必要となる人

■市民税・県民税の申告が必要な人

1月1日現在、市内に住所がある人で前年の1月1日から12月31日に所得があり、次のいずれかに該当する人は、3月15日までに市民税・県民税の申告書を税務課に提出する必要があります。

また、前年中に収入がない人は、申告する必要はありませんが国民健康保険に加入している人や、年金、福祉、教育、融資、扶養関係などで所得に関する証明書が必要な人は、申告が必要です。

- 不動産、事業（営業・農業）、一時、雑（個人年金など）などの所得がある人
 - ※給与所得者で年末調整済みの人や公的年金などの収入が400万円以下の人でも、上記の所得がある場合は、それらの所得金額の多寡に関わらず申告が必要です
- 給与所得者（パート・アルバイトを含む）で次に該当する人
 - ・勤務先から市に給与支払報告書が提出されていない人
 - ・前年の中途で退職し、再就職しておらず年末調整がされていない人で各種控除の適用を受けようとする人
 - ・給与所得の他に所得がある人
- 各種控除の適用を受けようとする人
 - ・医療費控除や社会保険料控除などの各種控除の適用を受けようとする人
- 配当所得がある人で次に該当する人（所得金額の多寡に関わらず申告が必要です）
 - ・一般株主などの配当に係る配当所得（源泉徴収20.42%※住民税なし）がある人
 - ・大口株主などが受ける上場株主などの配当などに係る配当所得（源泉徴収20.42%※住民税なし）がある人
- 配当割および株式など譲渡所得割が特別徴収され、還付または税額控除を受けようとする人

■市民税・県民税の申告が必要ない人

次のいずれかに該当する人は、市民税・県民税の申告書を提出する必要はありません。

- 所得税の確定申告書を提出した人
- 給与所得のみの人で、勤務先から市に給与支払報告書が提出されている人
- 年金所得のみの人で、年金支給者から市に公的年金等支払報告書が提出されている人
 - ※医療費控除や社会保険料控除などの各種控除の適用を受けようとする人は、市民税・県民税の申告が必要です
- 前年の合計所得金額が次の算式で求めた金額以下の人
 - ・同一生計配偶者および扶養親族がない場合…基本額28万円+10万円
 - ・同一生計配偶者または扶養親族がいる場合…基本額28万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族の数)+10万円+加算額16.8万円

■問い合わせ

記事ID	0064177
税務課市民税室	☎75-8928（直通）
荒川支所地域振興課	☎62-3103（直通）
神林支所地域振興課	☎66-6112（直通）
朝日支所地域振興課	☎72-6885（直通）
山北支所地域振興課	☎77-3112（直通）

申告相談の受け付けが始まります

申告相談期間：2月13日(火)～3月15日(金)



ホームページ



■所得税の確定申告をする人は「利用者識別番号」を取得してください

これまで、市の申告相談会場では、確定申告書を印刷して税務署に送付していましたが、原則として電子データで税務署へ提出します。データでの提出により、申告書に添付する書類の一部省略や、所得税還付金を通常よりも早く受け取ることが、可能となります。

電子データで提出するためには、国税庁が発行する「利用者識別番号」が必要となりますので、事前に取得していただくよう、ご協力をお願いします。

手続きは、書類を税務署に提出する方法とインターネット（スマホなど）で手続きする方法があります。取得方法は、右の二次元コードからご確認いただくか、村上税務署（☎53-3141）へお問い合わせください。

■申告相談は「希望日の2日前までに予約」が必要です

市公式LINEもしくは電話で予約してください。

※コールセンターは、時間によってつながりにくい場合がありますので、ぜひ市公式LINEをご利用ください

予約方法

●LINE

（受付開始：1月16日(火)午前9時～以降24時間受け付けます）

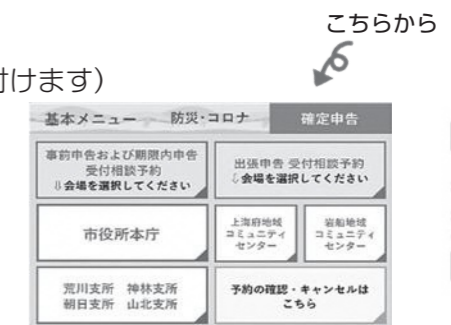
右の二次元コードを読み取るか、LINEアプリで「新潟県上市」と検索して村上市公式アカウントを友だち登録してください。

確定申告メニューからご希望の相談予約会場を選択して、日時などの必要事項を入力してください。

●電話

（受付開始：1月19日(金)午前9時～午後5時 以降開庁日の午前8時30分～午後5時）

予約専用コールセンター（☎75-5576）に電話をかけて希望する会場および日時を伝え、予約した日時を忘れずに書き留めてください。



こちらから

市公式ライン



出張申告相談

会場	期間	時間	対象者
・上海府地域コミュニティセンター（上海府連絡所）	2月5日(月)・6日(火) ※6日は午前中のみ	午前9時～11時30分 午後1時～3時30分	上海府地区にお住まいの人
・岩船地域コミュニティセンター（旧岩船連絡所）	2月7日(水)・8日(木)	午前9時～11時30分 午後1時～3時30分	岩船地区にお住まいの人

事前申告・期限内申告相談

会場	期間 (土・日曜日、祝日を除く)	時間	受付内容
・市役所5階 ・荒川支所2階 ・神林支所3階 ・朝日支所2階 ・山北支所	第5会議室 会議室 第4、第5会議室 第1会議室 地域活動室	事前申告 2月13日(火) ～15日(木) 期限内申告 2月16日(金) ～3月15日(金)	午前9時～11時30分 午後1時～4時 ※予約状況により早く終了する場合があります
			市・県民税申告および確定申告（還付申告のみ） 市・県民税申告および確定申告